

【簡易型総合評価落札方式(実績確認型(施工体制確認方式)用)】

事後審査型一般競争入札公告共通事項（建設工事）

1 入札に関する特記事項

- (1) この公告の工事の入札における入札制度等の適用は、事後審査型一般競争入札公告個別事項（以下「個別事項」という。）の表中「入札制度等の適用」に掲げるところによる。
なお、宇和島市余裕工期設定工事に係る事務取扱要領（令和6年8月1日制定）の適用にあたっては、工事開始日、前払金の請求、技術者の配置及びその他の取扱いについては、同要領の規定による。
- (2) この公告の工事の入札は、宇和島市電子入札運用基準（工事及び建設工事等に係る委託業務）（平成26年6月18日制定。以下「運用基準」という。）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、事前に承諾を得たときに限り紙入札方式によることができる。
- (3) この公告の工事においては、個別事項の表中「工事開始日」に定める日から技術者の配置を要する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 入札期間の初日において、宇和島市建設工事等請負業者選定要綱（平成17年告示第12号）に基づく入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札期間の初日から落札者の決定の日までの間に、宇和島市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成17年告示97号）に基づく入札参加資格停止の期間がない者であること。
- (3) 入札期間の初日から落札者の決定の日までの間に、宇和島市入札参加除外措置要領（平成24年告示第68号。以下「入札参加除外措置要領」という。）に基づく入札参加除外の期間がない者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (6) 個別事項の表中「設計業務等の受託者」に掲げるこの公告の工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がない者であること。（共同企業体の場合は、入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との間に、資本関係又は人的関係がない者であること。）。
- (8) 個別事項の表中「許可業種」に掲げる業種について、個別事項の表中「許可区分」に掲げる区分の許可（当該区分が一般建設業の場合は、建設業法（昭和24年法律第10

0号。以下「法」という。)第3条第1項第1号に掲げる者、特定建設業の場合は、同項第2号に掲げる者に係る同項の許可をいう。(以下同じ。)を受けている者であり、かつ、個別事項の表中「本店等区分」に掲げる本店等(許可を受けているものに限る。)を有する者であること。

- (9) 法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(その審査基準日が開札日から起算して過去1年7月以内であるもののうち、直近のものに限る。)の結果通知書の建設工事の種別年間平均完成工事高、総合評定値等が、個別事項の表中「建設工事の種別」に掲げる種別において、個別事項の表中「その他(経審)」に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (10) 個別事項の表中「格付(登録)業種」に掲げる業種について、資格者名簿に登載された格付、所在地等が、個別事項の表中「格付等級」、「登録所在地」及び「その他(格付)」に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (11) 開札日から起算して過去15年間に、個別事項の表中「工事の種類等」及び「その他(元請、出資比率等)」に掲げる要件を全て満たす工事の施工実績を有する者であること。ただし、当該工事については、工事が完成し引渡し完了しているもので、(一財)日本建設情報総合センターの工事实績情報システム(以下「コリンズ」という。)の登録内容確認書(竣工登録されたものに限る。)、契約書の写し、発注者の施工証明書等で要件を満たすことが確認できる1件の工事であること。

なお、完成した宇和島市発注の工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績として認めない。

- (12) 次の要件を全て満たす監理技術者又は主任技術者を専任(法第26条第3項の規定に基づき、請負予定金額が4,500万円未満(建築一式工事にあつては9,000万円未満)の場合は技術者の専任及びウに掲げる要件は不要とする。以下同じ。)で配置することができるものであること。ただし、法第26条第3項第1号又は第2号に規定する監理技術者又は主任技術者を配置する場合は、専任での配置を要しない。

ア 個別事項の表中「法令による資格・免許等」に掲げる要件を全て満たす者であること。

イ 開札日から起算して過去15年間に、個別事項の表中「従事経験」に掲げる要件を全て満たす者であること。

ウ 開札日以前に申請者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

- (13) 簡易型総合評価に係る従事経験等が適正であること。

3 基本的入札参加資格の開札前の確認

- (1) 入札に参加しようとする者が、2(1)から(3)及び(10)の入札参加資格(以下「基本的入札参加資格」という。)を有しているかの確認を開札前に行う(以下「事前確認」という。)ものとする。
- (2) 事前確認において、基本的入札参加資格がないと認められた者については、宇和島市契約規則(平成17年規則第56号。以下「規則」という。)に基づき当該入札を無効とし、開札しない。

4 簡易型総合評価落札方式（実績確認型（施工体制確認方式））に関する事項

（１） 評価項目

宇和島市建設工事簡易型総合評価落札方式試行要領（平成１９年１０月１日制定。以下「総合評価試行要領」という。）第５条及び評価項目等（別表）に定めるところによる。

（２） 簡易型総合評価の方法

ア 入札参加資格を満たす場合に80点の基礎点を与えると同時に、20点を満点とする施工体制確認点及び10点を満点とする入札参加者の各評価項目に係る加算点について評価基準に従って評価し、その内容に応じた加算点を与える。

イ アにより得られる基礎点、施工体制確認点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）をもって評価を行う。

ウ 各評価項目の配点等詳細は、簡易型総合評価に係る資料（自己採点表）による。

5 設計図書等の閲覧等

- （１） 設計図書等については、個別事項の表中「設計図書等の閲覧期間」に掲げる期間において、えひめ電子入札共同システムの入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）により閲覧に供する。

えひめ電子入札共同システム

<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/39222.html>

- （２） 設計図書等に質疑がある場合は、個別事項の表中「設計図書等に対する質疑書の提出期限」に掲げる期限までに、９（６）に掲げる場所まで持参、FAX又は電子メールにより質疑書を提出すること。

なお、FAX又は電子メールによる提出後は、直ちに９（６）に掲げる担当部局まで提出した旨の連絡をすること。

- （３） （２）の質疑に対する回答記載した書面は、個別事項の表中「質疑に対する回答書の閲覧期間」に掲げる期間において、入札情報公開システムにより閲覧に供する。ただし、閲覧期間の始期より早く閲覧に供することを妨げるものではない。

6 入札及び開札

- （１） 電子入札システムによる入札の期間

個別事項の表中「入札期間」に掲げる期間

- （２） 開札の日時

個別事項の表中「開札日時」に掲げる日時

- （３） 開札の場所

個別事項の表中「開札場所」に掲げる場所

- （４） 入札書の提出方法

原則として、電子入札システムにより、入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。ただし、やむを得ず紙入札方式による者にあつては、９（６）に掲げる担当部局に持参により提出すること。

- （５） 入札方法

ア 入札回数は１回とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 宇和島市低入札価格調査制度実施要領（平成 22 年告示第 9 号）に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で入札を行った者は、個別事項の表中「低入札価格調査資料の提出期限」に掲げる日までに、指定された資料を 9（6）に掲げる場所へ持参して提出すること。

なお、期限までに資料が提出できない場合、当該入札は失格とするので留意すること。また、調査に対応できない旨の申し出があった場合も当該入札を失格とする。

エ この工事が、低入札価格調査制度における失格判断基準の適用対象工事であるものにあつては、上記ウにかかわらず、設計金額に対し、入札価格の費目別内訳のいずれかが、当該失格判断基準に該当する場合には、当該入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるものとして、失格とする。

オ 宇和島市建設工事簡易型総合評価落札方式における施工体制確認方式手続要領（令和 3 年 7 月 1 日制定。）第 3 条（施工体制確認に係る調査資料の提出）に基づき、低入札者については調査資料を持参により、個別事項の表中「施工体制確認に係る調査資料の提出期限」に掲げる期限までに速やかに提出すること。

なお、提出がなかった場合は、当該入札を無効とするので留意すること。また、調査に対応できない旨の申し出があった場合も当該入札を無効とする。

7 落札者の決定方法

- （１） 開札後は、落札者の決定を保留し、施工体制及び評価項目の評価を行う。その後、規則第 12 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち、最高の評価値をもって入札を行った者（以下「最高評価値入札者」という。）に対して、入札参加資格確認申請書、入札参加資格を確認するための資料及び 2 の (13) の簡易型総合評価に係る資料（自己採点表）の記載事項を証する書類（以下「申請書等」という。）を求めるので、原則として、個別事項の表中「入札参加資格確認申請書等の提出期限」に掲げる期限までに提出すること。提出がなかった場合は、規則第 7 条の規定に基づき当該入札を無効とし、次順位者に対して申請書等の提出を求めるものとする。

なお、最高評価値入札者が行った入札が宇和島市低入札価格調査実施要領（平成 22 年告示第 9 号）に規定する調査対象者（以下「低入札者」という。）である場合は、必要に応じて最高評価値入札者以外の入札参加者に対しても申請書等の提出を求めることがある。

- （２） （１）の最高評価値入札者が低入札者であるときは、申請書等の提出を求める前に、当該最高評価値入札者について低入札価格調査を行うものとする。
- （３） （２）の場合において、低入札価格調査時に申請書等の提出があった場合は、（１）の申請書等の提出を省略することができる。
- （４） 最高評価値入札者が 2 者以上あるときは、申請書等の提出を求める前に電子入札システムによる電子くじを実施し、最高評価値入札者となる順位を決定する。

- (5) 最高評価値入札者は申請書等の提出を辞退することはできない。辞退した場合又は申請書等の提出がなかった場合は、**入札参加除外措置要領**の規定に基づき入札参加除外を行うことがある。ただし、市が発注する同一開札日の複数工事において落札候補者となり、予定していた技術者が配置できない事由等が発生した場合には予定価格の低い方から、また、(2)の低入札価格調査を行った場合において、調査対象者以外の者が最高評価値入札者となり、予定していた技術者が配置できない事由が発生した場合には、当該入札を無効とする申出をすることができる。
- (6) 最高評価値入札者から提出された申請書等の内容を審査し、入札参加資格を満たしていると認められる場合には、最高評価値入札者を落札者として決定して審査を終了するものとする。ただし、最高評価値入札者が入札参加資格を満たしていないと認められる場合には、次順位者から順に、落札者が決定するまで同様の手続きを行う。
- (7) (6)の審査により入札参加資格を満たしていないと認められた者が行った入札については、規則第7条の規定に基づき当該入札を無効とする。
- (8) 落札者の決定は、原則として、個別事項の表中「落札者の決定期限」に掲げる期限までに行う。ただし、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、この限りでない。
- (9) 落札者が決定した場合は、直ちに全ての入札参加者に対し電子入札システムにより落札者決定の通知を行う。なお、入札結果は、落札者決定後、入札情報公開システムにおいて公表する。

8 入札参加資格を認められなかった者に対する理由の説明

- (1) 3(2)及び7(1)、(6)において、入札参加資格を認められなかった者に対しては、書面等により通知するものとする。
- (2) 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について、市長に対して書面により説明を求めることができる。この場合には、(1)の通知をした翌日から起算して7日以内（休日（「宇和島市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）」に規定する休日をいう。以下同じ。）を含まない。）に9(6)に掲げる場所へ、当該書面を持参又は郵送等により提出しなければならない。
- (3) (2)の書面を提出した者に対する回答は、当該書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を含まない。）に、書面により行う。

9 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金は免除とする。
 - イ 契約保証金は個別事項の表中「契約保証金」に掲げるとおり。
- (2) 工事費内訳書、施工体制確認書及び簡易型総合評価に係る資料（自己採点表）の提出等
 - ア 入札に際し、入札書に記載される金額に対応した工事内訳書、施工体制確認書及び簡易型総合評価に係る資料（自己採点表）を電子入札システムにより併せて提出すること。ただし、やむを得ず紙入札方式による者にあつては、6(1)の期間内の受付時間中に(6)に掲げる場所へ入札書と併せて持参により提出すること。
 - イ 工事費内訳書等事前確認の日時

個別事項の表中「工事費内訳書等事前確認の日時」に掲げる日時

ウ 工事費内訳書、施工体制確認書又は簡易型総合評価に係る資料（自己採点表）の提出が無い場合、入札金額と工事費内訳書の総額が異なる場合又は工事費内訳書に違算がある場合は、規則第7条の規定に基づき当該入札を無効とする。

(3) 入札の無効等

入札参加資格を有しない者及び申請書等に虚偽の記載を行った者の提出した入札書並びに宇和島市建設工事等入札に関する心得、宇和島市電子入札運用基準及び入札に関する条件に違反した者の入札については無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者決定後の入札参加資格の喪失

落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

(6) 契約条項を示す場所及び問合せ先

個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問合せ先」に掲げるとおり。

(7) その他

ア 申請書等に虚偽の記載を行った場合においては、宇和島市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成17年告示第97号）の規定に基づき入札参加資格停止を行うことがある。

イ 落札者は申請書等に記載した配置予定技術者を、原則として当該工事に配置すること。

ウ 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、市長に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて「建設業法第20条の2第2項に基づく通知書」により通知すること。